

米国での食品展示商談会を活用した輸出拡大支援事業委託業務仕様書

産業労働部 営業局

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が「米国での食品展示商談会を活用した輸出拡大支援事業委託業務」（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務の仕様内容に関し、受託する事業者（以下「受託者」という）との間に必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

米国での食品展示商談会を活用した輸出拡大支援事業委託業務

2 業務の目的

米国で開催される世界最大のナチュラル商材見本市「Natural Products EXPO WEST 2026」に長野県ブースを出展し、海外バイヤー等との商談機会を創出することで、出展する県内事業者の米国をはじめとする海外への販路開拓・拡大を支援する。

<Natural Products EXPO 2026 の概要>

会 期	令和8年3月4日（水）～3月6日（金）
会 場	アナハイム コンベンションセンター（予定）
主 催 者	New Hope Network

3 委託契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

4 業務の内容

（1）見本市主催者への出展の申込み・支払い

受託者は、委託者と協議の上、見本市の主催者と調整を行い、出展申込み及び出展料の支払いなど、出展に係る一切の手続きを行うこと。合わせてブース運営に必要な設備・備品等についても申し込みをすること。ブース出展・運営に関わる経費については、受託者の責任において、委託料の中から確実に支払いをすること。なお、設備や備品等については商談に支障のないよう整えるものとする。

<長野県ブースの概要>

出 展 規 模	4小間(36㎡)程度を確保すること。
出展申込	契約後、速やかに主催者に申し込みをすること。
出展料支払い	主催者から指定のある支払い期日までに出展に関わる費用を支払うこと。

（2）出展企業の募集

出展事業者の募集に関する申込書、応募要項、商談会シート（FCPシート）等の書類作成や提出フォームの作成は、受託者が行う。参加募集は委託者が行い、取りまとめは受託者が行うこととする。

出展事業者は8社とし、8社を超えた場合の選定基準・選定については、委託者と相談

の上、受託者が決定、選定を行う。

(3) 参加事業者のサポート

本事業に出展する県内事業者の展示会出展に向けたサポートを行うこと。また、出品する商品については、輸出通関に関する手続き（FDAの施設登録、インボイスの作成、パッキングリストの作成等）、国内から米国への輸送、現地倉庫及び米国での配送手配等は、全て受託者が行い、手続きに関する費用は委託料の中から支出するものとする。ただし、輸送費、関税等の経費については参加事業者の負担とする。

また、出展する事業者の米国での販路開拓を効果的に行うための事前対策セミナーを開催する他、必要に応じて各出展者に対して、展示会での商品陳列や販路開拓のために必要なアドバイスを適宜行うこと。更に参加事業者の渡航及び現地でのサポート（移動手段的確保等）も合わせて行うこと。

(4) 広報物の制作等

出展商品を紹介するためのパンフレット（代替するものでも可）を制作し、ホームページの掲載等により、事前に現地バイヤー等に広く情報発信するとともに、会場で配布することなどを行い、ブースへの集客につながる取組を実施すること。なお、パンフレット等の仕様については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(5) 長野県ブースに招待する有力バイヤー等の選定及び案内状の作成等

食品卸、小売り、飲食等の分野で商談の成約が高く見込まれ、販路拡大に繋がるバイヤー、インポーター、小売店オーナー、レストラン関係者等を選定し、案内状（データ可）を作成の上、長野県ブースへの積極的な招致を行うこと。

(6) 長野県ブースの企画・設置

出展事業者・商品を考慮し、長野県の自然、歴史、文化等、テロワールが伝わるようなコンセプトを策定し、そのコンセプトを踏まえたブースデザインとすること。訪問したくなるようなブースであるとともに、他国及び国内地域との差別化が明確で、長野県産品がアピールできる記憶に残るものであること。

なお、コンセプト及びブースデザインについては、委託者と受託者が協議の上で決定し、装飾については、現地の業者に時間に余裕をもって発注、支払いをすること。また、ブースの施工及び撤去についての管理監督も適切に行うこととする。

(7) 長野県ブースの運営等

展示会期間中は、より多くの成約に繋がるよう、有力バイヤーの長野県ブースへの呼び込みや出品商品のPRを行うなど、参加事業者とバイヤーの商談が円滑に進められるようサポートに必要な人員を配置すること。参加事業者とバイヤーの商談のため、英語が堪能な通訳を希望のあった事業者1社につき1名配置すること。

また、現地でのバイヤーとのネットワーク構築、出展する事業者のサポート、米国での販路開拓支援のため、会期中県が指定する職員を2名派遣し、県ブースの運営に従事させる体制を整えると共に、Wi-Fi 2台の手配（無制限・7日間程度）を行い、委託料の中から支払うこととする。本出展においては、出展事業者1社につき1社以上との成約を目標とすること。

(8) その他

ア アンケート実施

出展後は委託者と協議の上、出展した事業者にアンケートを実施すること。アンケート

では、輸出に関する現状の課題等を確認し、その課題を解決するためのサポートも適宜実施すること。サポートについては、関係機関と連携して実施すること。

アンケート結果については受託者が取りまとめの上、委託者に提供すること。

イ 継続的な販路拡大の取組

履行期間終了後も、県産品の継続的な販路拡大に繋がる取組を実施すること。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、委託者と協議のうえ決定する。

日程		項目
3月	下旬	・公募型プロポーザル公告
4月	下旬	・受託者決定・契約 ・EXP O申込み・支払い
以降		・出展事業者募集 ・出展事業者決定 ・事前対策セミナーの開催 ・輸出・通関手続き ・案内バイヤー決定、案内状作成、送付 ・ブースデザイン作成、備品の発注 等
3月		・展示会の運営等 ・アンケート実施 ・実施報告書の提出

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ（PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (6) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項について、委託者の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については受託者の責任において対応するものとする。